

拒絶理由通知書

特許出願の番号	特願 2 0 1 6 - 1 2 3 0 6 6
起案日	平成 2 9 年 5 月 8 日
特許庁審査官	加藤 昌人 9 2 5 7 3 0 0 0
特許出願人代理人	坪内 康治 様
適用条文	第 2 9 条第 2 項

この出願は、次の理由によって拒絶をすべきものです。これについて意見がありましたら、この通知書の発送の日から 6 0 日以内に意見書を提出してください。

理由

(進歩性) この出願の下記の請求項に係る発明は、その出願前に日本国内又は外国において、頒布された下記の刊行物に記載された発明又は電気通信回線を通じて公衆に利用可能となった発明に基いて、その出願前にその発明の属する技術の分野における通常の知識を有する者が容易に発明をすることができたものであるから、特許法第 2 9 条第 2 項の規定により特許を受けることができない。

記 (引用文献等については引用文献等一覧参照)

- ・請求項 1 - 2
- ・引用文献等 1
- ・備考

引用文献 1 (特に、第 4 ページ左下欄第 7 行 - 第 6 ページ左上欄第 1 9 行、図面等を参照のこと。) と請求項 1 に係る発明とは、次の点で相違する。

相違点 1 : 「硬化性の粘土部材」を使用すること。

相違点 2 : 「弁体装着部の支持部材を弁構造体に組み付け」ること。

(1) 相違点 1 について検討する。

第 3 ページ右下欄第 4 - 6 行に、「弾性樹脂に凝固する樹脂ペーストとしてはここでもシリコンゴムが最も適しているが、他のポリウレタンや十分柔軟性のある PVC のペーストでも良い」と記載されている。さらに、第 4 ページ左下欄第 1 4 - 1 6 行に、「タンポ (7) は 2 0 ~ 3 0 のショア硬度を持つ弾性樹脂から作られている。タンポ (7) の素材としてはシリコンゴムが最も適している。」、同欄第 2 1 - 2 2 行に「タンポ (7) はそのままの状態では硬化する樹脂からできて

おり」と記載されている。

これらの記載から、最初柔らかく後で硬くなる硬化型の部材とて、硬化性の粘土部材を採用することは、当業者が容易に想到し得たものである。

(2) 相違点2について検討する。

弁体装着部の支持部材を弁構造体に組み付けることは、弁体の取付け箇所を広さなど作業の容易性を考慮して、当業者が必要に応じて適宜選択する設計事項である。

よって、請求項1、2に係る発明は、引用文献1に記載された発明に基づいて、当業者であれば容易になし得たものであるから、特許法第29条第2項の規定により、特許を受けることができない。

- ・請求項 3
- ・引用文献等 1
- ・備考

引用文献1の第3ページ右下欄第4～6行の記載等から、接着性を有する素材を採用することは、当業者が容易に想到し得たものである。

また、粘土部材が接着性を有していることは、粘土自体が粘着性を有していることなどから、以前から知られている事項である。

よって、請求項3に係る発明は、引用文献1に記載された発明に基づいて、当業者であれば容易になし得たものであるから、特許法第29条第2項の規定により、特許を受けることができない。

- ・請求項 4
- ・引用文献等 1
- ・備考

引用文献1の第6ページ左下欄第20行～同ページ右下欄第12行、図面には、タンポを接着剤によってキーに固定させること（第6ページ右上欄第11～16行）、円板8がキー本体112に接着剤で固定されること（第6ページ左下欄第4～7行）が記載されている。

これらの記載から、接着する部分に、あらかじめ接着剤を塗布しておくことは、当業者が容易に想到し得たものである。

よって、請求項4に係る発明は、引用文献1に記載された発明に基づいて、当業者であれば容易になし得たものであるから、特許法第29条第2項の規定により、特許を受けることができない。

- ・請求項 5
- ・引用文献等 1

・備考

引用文献1の第3ページ右下欄第4～6行に、「弾性樹脂に凝固する樹脂ペーストとしてはここでもシリコンゴムが最も適しているが、他のポリウレタンや十分柔軟性のあるPVCのペーストでも良い」と記載されている。さらに、第4ページ左下欄第14～16行に、「タンポ(7)は20～30のショア硬度を持つ弾性樹脂から作られている。タンポ(7)の素材としてはシリコンゴムが最も適している。」と記載されている。

これらの記載から、弁体を弾性部材とすることは、当業者が容易に想到し得たものである。

<引用文献等一覧>

1. 特表昭62-501522号公報

<先行技術文献調査結果の記録>

・調査した分野 IPC G10D7/06, G10D9/04
F16K1/00-1/54

・先行技術文献

特開2001-142458号公報(未硬化の合成樹脂10を、タンポ皿2内に注入し、タンポ1を音孔5の開口端面5aに押し付けた状態で、合成樹脂10を硬化させ、タンポ1及び台座11をタンポ皿2内に固定)

米国特許出願公開第2007/0006714号明細書
(吹奏楽器用の出口カバー)

この先行技術文献調査結果の記録は拒絶理由を構成するものではありません。

<補正をする際の注意>

(1) 明細書、特許請求の範囲について補正をする場合は、補正により記載を変更した個所に下線を引くこと(特許法施行規則様式第13備考6、7)。

(2) 補正は、この出願の出願当初の明細書、特許請求の範囲又は図面に記載した事項の範囲内で行わなければならない。また、意見書で、各補正事項について補正が適法なものである理由を、根拠となる出願当初の明細書等の記載箇所を明確に示したうえで主張されたい。

(3) 特許請求の範囲の範囲を補正した際は、発明の名称や、発明の詳細な説明中に、特許請求の範囲の記載が繰り返し記載されている箇所の整合性にも留意されたい。

(4) 補正に当たっては、発明の特別な技術的特徴を変更する補正とならないよう、注意されたい。

(5) なお、上記の補正等の示唆は法律的效果を生じさせるものではなく、拒絶

理由を解消するための一案である。明細書、特許請求の範囲及び図面をどのように補正するかは出願人が決定すべきものである。

この拒絶理由通知の内容に関するお問い合わせ又は面接のご希望がありましたら次の連絡先までご連絡ください。補正案等をFAXで送信する場合には、事前に次の問い合わせ先まで電話で連絡をしてください。

審査第二部 自動制御（流体制御） 加藤昌人
TEL. 03-3581-1101 内線3356
FAX. 03-3585-2076